

オープンカウンタ公告

1 オープンカウンタ番号及び件名

301210-01「溶接ブース照明器具取付業務」

2 仕様書の閲覧

前記1の調達に係る仕様書等については、次の場所において閲覧を行う。

閲覧場所 大分支部事務室総務課（本館1Fカウンタ）

大分市皆春1483-1

閲覧期間 平成30年12月10日（月）～12月25日（火）

9時00分から17時00分まで（但し、土・日、祝日を除く。）

また、電子メールにて仕様書の送付を希望する場合は、会社名、担当者名及び住所、電話番号を記入の上、oita-keiri@jeed.or.jp へて送信すること。

※電子メールの件名は、『平成〇〇年〇月〇日付け公告オープンカウンタ番号〇〇〇〇〇〇-〇〇（〇には該当番号を記入）の仕様書送付依頼』とすること。

※電子メールにて仕様書送付申請後、2営業日以上経過しても仕様書が送付されない場合は、メール着信エラーの恐れも想定されることから、下記9へて電話にて問い合わせを行うこと。

3 オープンカウンタ方式の競争参加資格

オープンカウンタ方式に参加し、見積書を提出できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

（1）見積書提出期限の日現在において、下記に示した次のいずれかの資格の認定を受けていること。

イ 有効な各省庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等において「建物管理等各種保守管理」の資格の認定を受けていること。

ロ 有効な厚生労働省における一般競争参加資格の「建築一式」に係る資格の認定を受けていること。

（2）オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。

（3）見積書提出期限の日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。

（4）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。

（5）見積書提出期限の日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

4 仕様説明会の有無 無

5 見積書提出期限及び提出場所等

平成30年12月25日(火) 12時まで
上記2の場所に同じ。

※なお、見積書の郵送による提出を認めるが、郵送する場合は、下記9あてに書留郵便等で送付するものとする。

また、封筒の表面に「平成〇〇年〇月〇日付けオープンカウンタ公告 件名:(調達名)」及び「会社名」を記入すること。

ただし、その受領期限は平成30年12月25日(火) 12時までとし、同時刻までに到着しないものは無効とする。

※見積書は自社の見積書(任意様式)によることとする。日付は提出日とし、「オープンカウンタ番号」・「調達件名」・「金額(税抜金額)」・「金額の内訳(見積書に記載できない場合は別紙でも可)」を記載すること。

※見積書には、必ず全省庁統一資格の審査結果通知書の写し及び誓約書を添付すること。

6 見積結果の開披日期间及び場所

平成30年12月26日(水) 10時以降
上記2の場所に同じ。

7 契約書等提出の有無 有

8 契約予定者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約予定者として決定する。

契約金額は、見積書に記載された金額の総価に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額とする。)

9 問い合わせ先

〒870-0131 大分市皆春 1483-1

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大分支部 総務課経理係

TEL (097) 522-2171 FAX (097) 522-4456

別添

誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 大支部
契約担当役 支部長 坊垣内 幸治 殿

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

(301210-01)に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

記

- 1 弊社は本件仕様書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 本件仕様書（及びオープンカウンタ心得書）について十分に理解した上で参加しており、貴機構と綿密な調整を行いながら、万全の体制で業務を確実に履行できること。
- 6 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者ではないこと。